

吉島病院訪問看護ステーションわかば
訪問看護重要事項説明書

訪問看護提供開始にあたり、重要事項は次の通りです。

1 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

在宅で療養される利用者に対して療養生活に必要な知識・技術を提供と指導により、利用者やご家族などがQOL（生活・生命・人生の質）を高め、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身機能の回復および生活機能の維持向上を目指した指定訪問看護を提供します。

(2) 運営方針

- ① 主治医の訪問看護指示書に基づく適切な訪問看護の提供を行います。
- ② 介護保険利用者の場合、介護保険法に基づいて、介護支援専門員の作成した居宅サービス計画書に沿いサービスを提供します。
- ③ 医療保険利用者の場合、健康保険法に基づいてサービスを提供します。
- ④ 訪問看護の実施にあたり、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、統合的なサービスの提供に努めます。
- ⑤ 国家公務員共済組合連合会吉島病院は、運営会議を設置し、事業の運営上必要な事項について、担当者を決め、定期協議をします。
- ⑥ 看護師などは、定期的に利用者のカンファレンスを行いスタッフ間での協力体制、医療機関・他職種との連携のもと、より良いサービスの提供ができるよう努めます。

2 事業者の概要

法人名	国家公務員共済組合連合会
法人住所	東京都千代田区九段南1-1-10
代表者	理事長 松元崇

3 事業所の概要

事業所名	吉島病院訪問看護ステーションわかば
所在地	広島市中区吉島東3-2-33
管理者	神岡 幸代
電話番号	082-241-2167
介護保険事業所番号	3460190113
サービスの提供地域	中区・南区・西区・東区・府中町 安佐南区：長束・長束西・西原・祇園・東原 佐伯区：海老園・藤垂園・五日市・五日市駅前・五日市港

4 職員体制

職種	常勤	非常勤	兼務
看護師	8		
理学療法士	1		0.5
補助者		1	
事務員			0.5

5 サービス提供時間帯

平日（月曜～金曜日）	8：30～19：00
土曜日・日曜日	8：30～17：00

6 休業日

祝日、振替休日

年末年始

*休業日も緊急時は24時間電話で対応させていただきます。

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

利用者およびそのご家族の依頼により、主治医の指示を受け、契約を締結します。

利用者およびそのご家族の同意を得て、サービスの提供をします。

(2) サービスの利用終了

① 利用者およびそのご家族の依頼により、主治医・居宅支援事業所に報告し終了します。

② 利用者の入院・入所などにより3ヶ月以上サービスのご利用がない場合は、自動的にサービスを終了いたします。

③ 利用者およびそのご家族の著しい不信行為により訪問看護の継続が困難になった場合は、その理由を記した文章により訪問看護を中止させていただきます。

(3) サービスの再開

利用者やご家族からの申し出や、入院などにより、サービスの利用を中止された場合再開時には、利用人員や訪問看護師の稼働状況により、希望される曜日・時間でのサービスが提供できない場合があります、ご了承ください。

8 サービス内容

サービス提供は、別添の「訪問看護計画書」に基づき「訪問看護記録書 日程表」に沿って計画的に提供します。

(1) 訪問看護計画書

*事業者は、「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供状況、目標達成状況に関する評価を行い利用者に説明します。

① 介護保険利用者

主治医の指示、利用者の居宅支援事業所が作成した居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書に基づき、利用者の意向や心身の状況をアセスメントして作成します。

② 医療保険利用者

主治医の指示に基づいて、利用者の意向や心身の状況をアセスメントして作成します。

(2) サービスの具体的な内容

病状の観察とチェック	病気や障害の状態、バイタルサインチェックなどの観察
医師の指示による 医療処置・管理	在宅酸素・人工呼吸器・点滴・カテーテル管理（胃ろうなど）の 管理とインスリン注射
薬の管理・服薬指導	薬の準備や服薬状況及び内服確認
床ずれ予防・指導	床ずれ予防の工夫や指導、床ずれの処置
療養生活上の看護	清拭・洗髪・入浴介助、排泄介助、療養環境の整備
がんの在宅療養	痛みや苦痛を緩和するためのお薬管理や症状を安定させるための ケア
認知症のケア	利用者のご家族の相談、対応方法を助言
看取りのケア	在宅での看取り体制への相談・助言（苦痛の緩和・精神的支援・ 療養環境整備など）
介護予防、福祉用具の助言	食事指導・運動機能低下予防の工夫などの助言
ご家族等への介護支援、相談	介護方法の助言のほか、自治体などの公的サービス、民間の各種 在宅サービスの相談や情報提供など
在宅でのリハビリテーション	呼吸リハビリ・拘縮予防や歩行などの機能訓練、在宅で必要な生 活行為の訓練など
フットケア	予防的フットケア

* 訪問看護ステーションからの理学療法士などによる訪問看護は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、看護師の代わりに訪問するという位置づけになります。利用者の状況や実施した看護情報を看護職員と理学療法士などが共有し、訪問看護計画書や報告書を作成します。また、その作成にあたり、利用開始時や利用者の状態変化などに合わせ、看護職員の定期的な訪問により評価を行います。

* 理学療法による訪問リハビリは、吉島病院内の理学療法士が、6か月交代でサービスを提供します。

(3) サービスの変更

① 介護保険利用者に、主治医より特別指示書が発行された場合、または、医療保険の疾患が確定した場合は、医療保険に切替させていただきます。その場合、利用者負担金や日程に変更が生じます。

② 医療保険利用者に新たな疾患名、対象年齢、使用機器の変更により介護保険に切り替わる場合があります。その場合、利用者負担金や日程に変更が生じます。

* 事業者のやむを得ない事情により日時を変更する場合、サービス提供責任者より事前に連絡いたします。

9 サービス提供責任者など

- (1) サービス提供責任者 氏名 神岡 幸代
- (2) サービスを提供する看護師などは、受け持ち（専属）制ではありませんので、事業者の都合により看護師などを変更する場合があります。

10 利用料

利用者の保険に従い別紙料金表に基づき計算された月ごとの合計金額をお支払いいただきます。

(1) 利用者負担金

① 介護保険利用者 (別紙)

ア 介護保険の法定利用料に基づく金額です。

イ 介護保険外のサービスになる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。

ウ 契約時間より、利用者の病状などで、ご利用時間が変更になった場合、ケアマネジャーに連絡し、訪問時間どおりの単位を請求させていただきます。

エ 1時間30分を超えるサービスにつきましては、当訪問看護ステーションが定めた別途利用料（1回につき5,500円）による自己負担でのサービスとさせていただきます。

* 特別管理加算を算定している方は、介護保険での請求となります。

② 医療保険利用者 (別紙)

医療保険の法定利用料に基づく金額です。

ア 保険外サービスになる場合には、全額自己負担となります。

イ 1時間30分を超える訪問看護サービス・休業日の訪問につきましては、当訪問看護ステーションが定めた別途利用料（1回につき5,500円）による、利用者負担でのサービスとさせていただきます。

ウ 交通費の実費が必要となります。（別紙）

③ 加算 (別表)

④ その他の利用料金

ア レンタル物品：吸引器55円/日・ネブライザー55円/日・パルスオキシメーター55円/日

イ エンゼルケア 11,000円

ウ キャンセル料

利用者、ご家族などより予定された訪問時間までに連絡がなく、かつ利用者、ご家族の都合で、不在・キャンセルになった場合、1回2,200円のキャンセル料をいただきます。

* 利用者の急な入院などの場合には、キャンセル料は請求いたしません。

(4) 支払方法

利用料金は、翌月の10日以降の訪問時に請求します。現金で、看護師などにお支払いください。

振込の場合、手数料は利用者負担となります。振込については、請求書に記載があります。

11 緊急時、事故発生時の対応

- (1) サービス提供中は、事故のないよう細心の注意を払いますが、万が一事故が発生した場合は、利用者の安全、救命を最優先に考え、必要な医療処置を行います。
(医師の診療を受けていただく場合があります。また、医療処置が必要な場合ご家族の許可なく救急車等で搬送させていただく場合もあります。)
- (2) 事故発生時は、当訪問看護ステーションで定めた事故発生ルートに従って、ご家族、主治医、居宅支援事業所、市町村に速やかに連絡いたします。
- (3) 必要な措置を講じ、事故の原因を究明し再発予防に努めます。
- (4) 事故の記録は、5年間適正に保管します。
- (5) 事業者は、サービス提供にあたって、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき理由によらない場合は、この限りではありません。

緊急連絡先	氏名	電話番号
家族など		() —
主治医		() —

12 24時間緊急対応

計画的な訪問看護以外に、必要に応じて24時間緊急対応させていただきます。
(契約が必要です)

携帯電話 090-2094-5666

上記で連絡が取れない場合 国家公務員共済組合連合会 吉島病院
代表 082-241-2167 に、ご連絡ください。

13 身分証の携行

看護師などは、常に身分証明書を携行し、利用者または家族から提示を求められた場合いつでも身分証を提示します。

14 掲示・掲載

この重要事項説明書は、当該事業所の見やすい位置に掲示するとともに、当事業所のホームページに掲載します。

15 相談・苦情対応

サービス提供の苦情、相談窓口は、次の通りです。

事業者は、利用者または、ご家族からの苦情の申し出があった場合は、速やかに対応します。

(1) 対応方法

- ① 状況を把握するために、訪問し聞き取りや事情の確認を行い記録に残します。
- ② 管理者は、訪問看護職員に事実関係の確認を行う
- ③ 事業所内で状況を共有し、時下の対応を決定する

- ④ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡を行い、利用者に対し対応方法を含めた結果報告を行う
- ⑤ 市町村・国民健康保険団体連合会からの、苦情に関する調査に協力するとともに指導・助言を受けた場合、助言に従って必要な改善を致します。
- ⑥ 市町村・国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、前項の改善内容を報告します。

(2) 苦情窓口

事業者	吉島病院訪問 看護ステーションわかば	所在地	広島市中区吉島東3丁目2-33
		担当者	神岡 幸代
		電話番号	082-241-2167
		FAX番号	082-545-5748
		受付時間	9：00～16：30（月曜日～金曜日）
広島市	広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課事業者指導係	所在地	広島市中区中區国泰寺町1丁目6-34
		電話番号	082-504-2183
		FAX番号	082-504-2136
		受付時間	8：30～17：00（月曜日～金曜日）
国保連	広島県国民健康保険連合会	所在地	広島市中区東白島町19－49号 国保会館
		電話番号	082-554-0783
		FAX番号	082-511-9126
		受付時間	8：30～17：15（月曜日～金曜日）

16 個人情報の保護

- (1) サービスを提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密や個人の情報などについては、利用者または、第三者の生命や身体に危険がある場合など正当な理由を除き、契約中も契約終了後も第三者に漏らすことはありません。
- (2) 看護師などは、退職後においても、その秘密を保持します。
- (3) 事業者は、利用者またはその家族に関する個人情報が含まれる記録物（電子媒体を含む）を、注意をもって管理し、処分の際も第三者への漏洩を防止します。
* 個人情報は、吉島病院の個人情報保護マニュアルに基づいて管理し、看護師などは年に1回以上定期的に研修に参加しています。

17 個人情報の使用の同意

- (1) 目的
円滑なサービス提供をするために、サービス担当者会議や居宅支援事業所及び居宅サービス事業者、その他関連機関との連絡調整において利用します。
- (2) 利用条件
 - ① 個人情報の提供は、必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外に漏れることがないよう細心の注意をします。
 - ② 月に1回、看護計画書・報告書を主治医に文章にて提出します。

- ③ 介護保険利用者の場合、居宅支援事業所に、サービス提供状況・訪問看護計画書・訪問看護報告書を提出します。

18 虐待防止

- (1) 高齢者虐待防止法の周知徹底と虐待防止に努めます。
- (2) 虐待の疑いまたは、虐待を確認した場合、ケアマネジャー、および地域の包括支援支援センターに連絡し、会議を行ったうえ、高齢者福祉課に連絡します。
- (3) 介護における悩みや相談などがある場合、訪問看護ステーション相談窓口にご連絡下さい。
- (4) 職員に対する研修会を年に1回以上開催し、虐待防止の啓発・普及に努めています。
- (5) 虐待防止に関する責任者 管理者 神岡 幸代

19 業務継続計画の策定など

- (1) 感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して訪問看護が受けられるよう、業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症や災害発生時に迅速に対応できるよう、年に1回以上研修会と訓練を開催します。
- (3) 訪問中の災害に関しては、利用者の安全確保、お互いの命を守る事に努めます。

20 衛生管理など

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のため、吉島病院院内感染対策委員会の指導に沿って対応します。
事業所の設備や備品についても、委員会の指導の下、衛生的な管理を行います。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のため、年に1回以上研修会を開催します。
- (3) 看護師などの健康状態について、出勤時の体温を確認するなど、必要な管理を行います。
- (4) 感染予防のため、手洗い場の提供をお願いいたします。

21 その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください

- (1) 看護師などは、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますのでご了承ください。
- (2) 看護師などは、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行う事とされています。その他のサービスに関しましては、ご希望に応じることができない内容もありますので、ご了承ください。
- (3) 看護師などに対する贈り物や飲食のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (4) 医療保険利用者で他の訪問看護ステーションをご利用の場合、2か所のステーションの同日訪問はできませんので、ご了承ください。
同日の訪問が必要な場合は、どちらかが利用者の自己負担となります。
1か所のステーションの複数回訪問は可能です。
- (5) 当ステーションでは、訪問看護の実習（吉島病院看護師・他事業所など）を受けています。
ご協力お願いいたします。

- (6) 訪問看護記録、訪問看護計画書、訪問看護報告書は、事業所にて5年間適正に保管します。
- (7) この重要事項説明書は、利用者と事業所が一部ずつ保管します。

令和 年 月 日

【事業者】

当事業所は、サービス提供開始にあたり、上記の通り説明しました。

所在地 広島市中区吉島東3丁目2-33

事業者名 吉島病院訪問看護ステーションわかば

代表者名 神岡 幸代

説明者 氏名

【利用者】

本書面にて、事業者よりサービス内容、重要事項の説明を受けました。

また、個人情報の使用について同意します。

利用者 住所

氏名

利用者の家族 住所

または、代理人 氏名

利用者との関係

()

この説明書の内容は、2024年6月1日より適用いたします。